

平成 26 年改正（平成 26 年 6 月 25 日公布 法律第 81 号）の概要

- ① 宅地建物取引主任者という名称を宅地建物取引士という名称に変更するとともに、宅地建物取引士の業務処理の原則、従業者への必要な教育を行うよう努める宅地建物取引業者の義務、宅地建物取引業の免許及び宅地建物取引士の登録に係る欠格事由として暴力団員等であることの追加等について改正が行われた。

※ 議員提案